



介護に関わる休暇

福島大学男女共同参画推進専門委員会



目次

1. 介護休業・・・・・・・・・・P3~P4
2. 介護休暇・・・・・・・・・・P4
3. 介護時間・・・・・・・・・・P5
4. 免除等について・・・・・・・・P6
5. 保険料について・・・・・・・・P6

各種制度の利用をご希望の方は、詳細をご案内いたしますので、
人事課労務係までお問い合わせください。

TEL : 024-548-8008(内線 3239) FAX : 024-548-6569

E-mail : roumu@adb.fukushima-u.ac.jp

平成 31 年 2 月作成
令和 4 年 6 月改訂
令和 7 年 3 月改訂

1. 介護休業

負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するためにする休業。

対 象 家 族	①配偶者 ②実父母または養父母 ③子 ④配偶者の実父母または養父母 ⑤祖父母、兄弟姉妹または孫 ⑥職員と同居している者で次に掲げる者 ・ 職員の継父母 ・ 配偶者の継父母 ・ 子の配偶者 ・ 配偶者の連れ子 ⑦そのほか、学長が認めた者
提 出 様 式	介護休業申出書
期 間	介護を必要とする状態1件につき3回まで、かつ、通算して6か月を超えない範囲内
給 与	無給

《介護対象者の状態について》

介護休業を取得する際の要件である「2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする」状態を「要介護状態」といい、「要介護2以上」または「それ相当」の場合が該当します。

「それ相当」の目安については、以下 URL の厚生労働省 HP に掲載されている基準を確認してください。

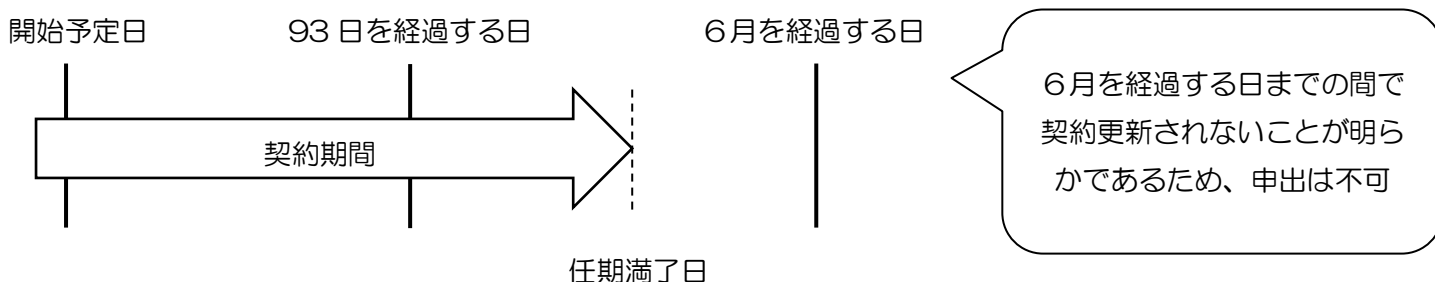
【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/otoiawase_jigyousya.html

《有期雇用者の申出について》

契約職員、パートタイム職員、嘱託職員、非常勤講師の方は、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過するまでの間に、任期が満了することが明らかでない場合、申出が可能です。

（申出不可の例）任期満了が明らかである場合



《休業終了日の変更について》

原則1回に限り、介護休業終了予定日を変更することができます。

提 出 様 式	介護変更申出書
提 出 期 限	介護休業終了予定日の1週間前まで
変 更 可 能 回 数	特別な事情がある場合を除き、1回限り ※特別な事情とは、介護休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、再度介護休業をしなければその介護に著しい支障が生じたとき、のことをいう。 特別な事情での終了予定日の変更は1回に限る。

《介護休業給付について》

一定の要件を満たすと介護休業給付（雇用保険）の支給を受けることができます。

支 給 要 件	介護休業日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある（12か月ない場合、完全月で賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定する）
支 給 期 間	支給対象となる同じ家族について93日を限度に3回まで支給
支 給 額	休業開始時賃金日額×支給日数×67%

- ・1つの支給単位期間中に、就業していると認められる日が10日以下でなければ、その支給単位期間については支給対象となりません。

*支給単位期間…介護休業開始日から起算した1か月ごとの期間。終了日を含む場合は終了日までの期間。

- ・支給対象期間中に賃金支払い（介護休業の期間を対象とする賃金に限る）がある場合、支給額が調整されます。賃金の額によっては、給付金が支給されない場合もあります。
- ・大学における介護休業の許可期間（通算して6か月を超えない期間）と、給付金の給付期間（最大93日）は異なるルールのため、取得する際はご注意ください。
- ・給付金の申請は、介護休業終了日以降2カ月以内に行われます。休業期間中には支払いがありませんのでご注意ください。

共済組合員で、雇用保険からの介護休業給付が支給されない場合（例：雇用保険の加入期間が1年未満）には、共済組合から介護休業手当金が支給されます。

支 給 期 間	介護休業の日数を通算して66日を超えない期間
支 給 額	標準報酬日額×支給日数×67%

※勤務を要しない日（週休・日曜日など）については支給されません。

2. 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護、通院等の付き添い、その他必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できる休暇。

対 象 家 族	介護休業と同じ
提 出 書 類	特別休暇簿（きんさぼ利用者はきんさぼにて申請）
期 間	1年間において5日（対象家族が2人以上の場合10日）の範囲内
給 与	有給（パートタイム職員は無給）

- ・「要介護状態」の目安は、介護休業（P3）の説明にある厚生労働省HPから確認してください。

※要件の確認について※

休暇の取得に際して、自治体から発行される「要介護認定通知書」等の提出は必須ではありません。

要介護認定されていない場合でも、「要介護状態」であれば休暇取得が可能です。

ですが、「特別休暇」であることから、取得要件を満たしているかの確認は必要となります。

承認者に状況を報告したうえで休暇を申請してください。

3. 介護時間

1日を通じて、職員が勤務時間規程により定められた正規の勤務時間の始業時刻から連続し、または終業時刻までの連続した4時間の範囲内で、職員が行う介護の状態から必要とされる時間について、30分単位で勤務しないことを認められる制度。

対 象 家 族	介護休業と同じ
提 出 様 式	介護時間申出書
期 間	対象家族1人につき、取得開始から3年間で2回まで
給 与	勤務しない時間について減額（勤勉手当の在職期間から除算有）

《取得例1》始業から2時間、終業まで2時間の介護時間を取得

始業(8:30)	10:30	12:15	13:15	15:15	終業(17:15)
介護時間	勤務	休憩	勤務	介護時間	

《取得例2》終業まで3時間の介護時間を取得

始業(8:30)	12:15	13:15	14:15	終業(17:15)
勤務	休憩	勤務	介護時間	

※休暇に引き続いての利用はできません。介護時間の前後に休暇取得する際は、介護時間取消申請が必要です。

《例1》始業から2時間の介護時間に続けて、時間休を2時間取得し午前中すべて休む場合

始業(8:30)	10:30	12:15	13:15	15:15	終業(17:15)
✗ 介護時間	休暇	休憩	勤務	介護時間	

→介護時間に連続して休暇取得されているため、8:30～10:30の介護時間は取得できず取消が必要。この場合は8:30～12:15を年次有給休暇で申請する。後半の介護時間は取得可能。

始業(8:30)	12:15	13:15	15:15	終業(17:15)
○ 休暇	(休憩)	勤務	介護時間	

《例2》1日休む場合

始業(8:30)	10:30	15:15	終業(17:15)
✗ 介護時間	休暇	介護時間	

→出勤が無いため介護時間が取得できず取消が必要。1日の年次有給休暇を申請する。

始業(8:30)	終業(17:15)
○ 休暇	

4. 免除等について

要介護状態の家族を介護する職員が申し出た場合、以下について免除、または制限されます。

所 定 外 労 働 の 免 除	・職員が請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間以外の勤務を命じないものとする。 ・請求する際は、「所定外労働免除申出書」により、免除希望の時間と期間について、その初日と末日を明らかにして1か月前までに申し出る。
時 間 外 労 働 の 制 限	・職員が介護のために超過勤務時間を短いものとするを申し出た場合は、事業の正常な運営に支障をきたす場合を除き、1月24時間、1年150時間を超えて所定労働時間以外の勤務を命じないものとする。 ・請求する際は、「時間外労働制限申出書」により、制限希望の時間と期間について、その初日と末日を明らかにして1か月前までに申し出る。
深 夜 勤 務 の 免 除	・職員が介護のために申し出た場合は、正常な運営に支障がある場合を除き、深夜勤務が免除される。

5. 保険料について

◆社会保険料

介護休業中も納付の義務があります。休業中の支払方法については人事課までご相談ください。

◆雇用保険料

介護休業中は給与の支払いがないため、雇用保険料は「0円」となります。介護休業給付金を受給される場合も、給付金には雇用保険料がかかりません。

